

加古川市内認可保育施設の災害発生時等における
臨時休園等のガイドライン

令和5年7月14日

加古川市こども部

1 目的

加古川市内認可保育施設（以下「保育施設」という。）における台風や豪雨などによる風水害や大地震などの災害発生時に平常時の保育を継続できない状況下において、保育認定こども（2号・3号）（以下「園児」という。）、保護者、保育従事者等の生命と身体の安全を守るため、保育施設の開所や臨時休園等の対応について、ガイドラインを定める。なお、認定こども園における教育認定こども（1号）に係る対応については、気象警報に基づく従来どおりの対応とする。

2 市民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに市民がとるべき行動は次表のとおりであり、乳幼児とその支援者は、警戒レベル3（高齢者等避難）が発令された時点で、避難行動を開始すべきとなっている。※警戒レベル3以上は、市が発令する。

警戒レベル		避難情報	市民がとるべき行動	
市 が 発 令	警戒 レベル 5	緊急安全 確保	命の危険 直ちに 安全確保！	<ul style="list-style-type: none"> 命の危険があることから直ちに身の安全を確保する。 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。
	警戒 レベル 4	避難指示	危険な場所から 全員避難	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
	警戒 レベル 3	高齢者等 避難	危険な場所から 高齢者等は避難	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等（特に避難行動に時間を要する高齢者・障がい者・乳幼児など）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
気 象 庁 が 発 表	警戒 レベル 2	大雨・洪水・高潮 注意報	自らの避難行動 を確認	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
	警戒 レベル 1	早期注意 情報	災害への心構え を高める	<ul style="list-style-type: none"> 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

3 風水害等により避難情報（警戒レベル3以上）が発令された場合の対応

「市民がとるべき行動」を踏まえ、保育施設が所在する場所において、警戒レベル3以上が発令された場合の園児に係る保育施設の対応は、次のとおりとする。ただし、警戒レベル3以上が発令されていない状況でも、公共交通機関の計画運休等に伴い保育従事者等の配置が困難である場合、停電に伴う断水や施設の損壊等により保育施設における安全が確認できない場合は、市担当課と協議して、休園又は降園措置を講ずることも可能とする。

(1) 「午前6時時点で発令中」又は「午前6時から開園時刻までの間に発令」の場合

警戒レベルと避難情報	保育施設の対応
警戒レベル3 (高齢者等避難)	休園とする (解除後、安全が確認できる場合に限り、必要な方への保育の提供を検討) ・保護者への休園の連絡に努める。 ・市へ対応状況を報告する。 私立の保育施設：幼児保育課法人園係 (TEL:427-9223) 公立の保育施設：幼児保育課公立園係 (TEL:427-9148)
警戒レベル4 (避難指示)	
警戒レベル5 (緊急安全確保)	

(2) 「開園時間中に発令」の場合

警戒レベルと避難情報	保育施設の対応
警戒レベル3 (高齢者等避難)	避難行動（安全確保行動）をとる ※避難行動とは、命を守るためにとる次の行動のことです。 ① <u>立退き避難（水平避難）</u> 指定緊急避難場所及び近隣の安全な場所への避難 ② <u>屋内安全確保（垂直避難）</u> 上階への移動や高層階に留まること（待避）等による安全確保 保護者への連絡（園児の引き渡し） ・保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」に努める。 ・全ての園児が降園した以降は休園とし、市へ対応状況を報告する。
警戒レベル4 (避難指示)	
警戒レベル5 (緊急安全確保)	

「指定緊急避難場所」：切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として市が指定した施設・場所

4 地震（震度5弱以上）が発生した場合の対応

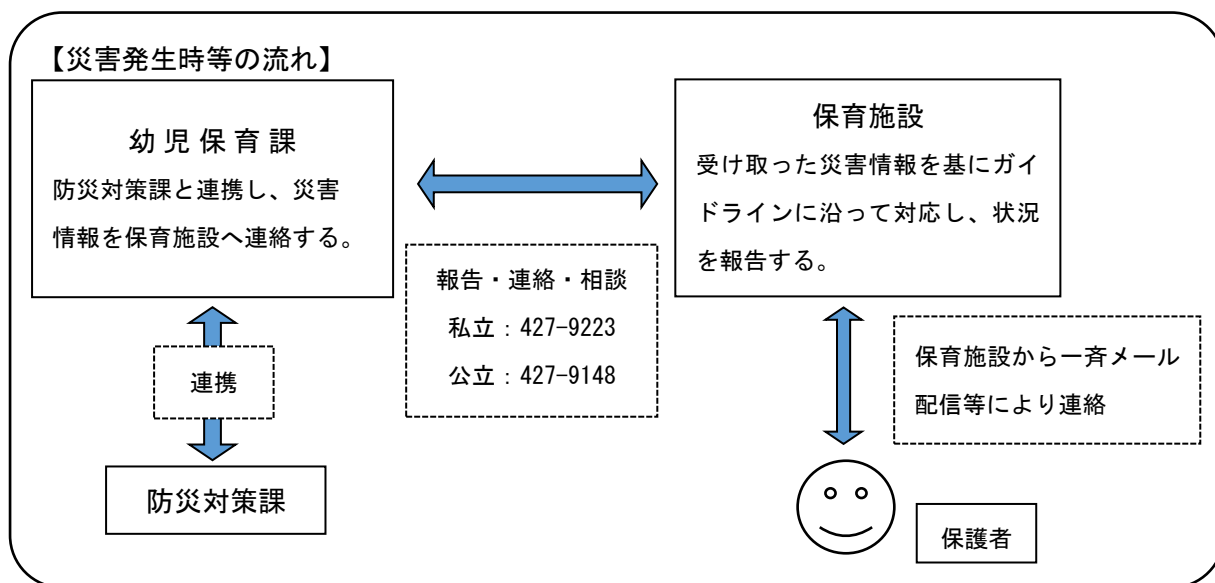
保育施設が所在する場所において、地震（震度5弱以上）が発生した場合の園児に係る保育施設の対応は、次のとおりとする。

(1) 「開園時刻までに発生」の場合

保育施設の対応
<p>休園とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全が確認できるまで園児の受け入れは行わない。ただし、安全が確保できた場合に限り、必要な方への保育の提供を検討する。 ・保護者への休園の連絡に努める。 ・市へ対応状況を報告する。

(2) 「開園時間中に発生」の場合

保育施設の対応
<p>安全を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児の安全を確保しながら、状況に応じて安全な場所に園児を誘導します。
<p>保護者への連絡（園児の引き渡し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な保育が難しいと判断した場合は、保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」に努める。 ・園児の引き渡しは避難場所にて行う。 ・全ての園児が降園した以降は休園とし、市へ対応状況を報告する。



5 市の発信する防災情報及び防災情報配信サービス

市がインターネットを通じて発信している防災情報を確認したり、配信サービスに登録しておくなど、日頃から防災情報を速やかに入手できる体制を構築し、災害に備える必要がある。

(1) 防災情報

加古川市防災ポータル、加古川市総合防災マップ、かこナビ、SNS (facebook、Twitter、LINE)

(2) 配信サービス

防災ネットかこがわ

6 代替保育の実施

市は、保護者全員が災害時に勤務を要する社会的要請が強い医療関係者等の職種に該当し、かつ、祖父母等に保育を頼むことが困難な園児に対して、園児、保護者や保育従事者等の安全に留意した上で、安全に保育を実施することが可能であると判断される場合、私立の保育施設と連携して、代替保育施設における保育の提供に努める。

7 保護者及び職員への周知

- ・市は、文書やホームページ等で本ガイドラインの周知を行う。
- ・保育施設は保護者に対して、周知チラシ、入園時のしおり、園便り、重要事項説明書や一斉メール配信等で周知を行う。
- ・保育施設は、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等をあらかじめ定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。

災害発生時における市内認可保育施設の対応について

※保育認定こども(2・3号)に限る(教育認定こども(1号)は従来どおり)

2023年7月加古川市改訂

台風や豪雨などによる風水害や大地震などの災害発生時には、保育施設における園児や保育従事者等の生命と身体の安全を守る必要があります。

加古川市では、避難情報発令時や地震発生時の市内認可保育施設の対応について、次のとおり基準を定めました。保護者の皆様におかれましては、対応内容について日頃から留意していただき、緊急時に速やかな行動がとれるようご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

●●園が所在する場所(●●町●●)に

風水害等により避難情報が発令された場合

①「午前6時時点で発令中」又は「午前6時から開園時刻までの間に発令」の場合

警戒レベル	避難情報等	保育施設の対応
警戒レベル3	高齢者等避難	休園します 登園していた場合は園児のお迎えをお願いします。 解除され、安全が確保できるまで園児の受け入れはしません。
警戒レベル4	避難指示	
警戒レベル5	緊急安全確保	

②「開園時間中に発令」の場合

警戒レベル	避難情報等	保育施設の対応
警戒レベル3	高齢者等避難	避難行動(安全確保行動)をとります ※避難行動とは、命を守るためにとる次の行動のことです ①立退き避難 指定緊急避難場所や近隣の安全な場所への避難 ②屋内安全確保 建物内においてより安全な上階等への避難 保護者への連絡(園児を引き渡します) 今後、警戒レベルが4へ引き上げられることが予想されますので、保護者の方は、安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えをお願いします。 ※避難後の園児の引き渡しは避難所にて行います。
警戒レベル4	避難指示	全ての園児が降園した以降は休園します
警戒レベル5	緊急安全確保	

●●園が所在する場所(●●町●●)に

震度5弱以上の地震が発生した場合

①「開園時刻までに発生」の場合

保育施設の対応	対応内容
	休園します 安全が確保できるまで園児の受け入れはしません。

②「開園時間中に発生」の場合

保育施設の対応	対応内容
	園児の安全を確保した後に、園児を引き渡します 園児の安全を確保しながら、状況に応じて安全な場所に園児を誘導します。 園舎や周辺の被害状況を確認して、安全に保育が可能と判断される場合は保育を再開しますが、安全な保育が難しいと判断される場合は、保護者の皆様へ園児のお迎えを依頼します。



このガイドラインで示している保育施設の対応に関わらず、危険を感じた場合には園からの連絡を待たずに保護者が園児のお迎えに来ていただいても構いません。(園から保護者の皆様に対して、ご連絡できない場合があります。)

また、公共交通機関の計画運休等に伴い保育従事者等の配置が困難である場合、停電に伴う断水や施設の損壊等により園児を安全にお預かりできない場合は、上記状況前であっても、休園や園児の引き渡しをお願いすることがあります。



●●園の避難場所は

●●小学校

●●園

加古川市●●

TEL: ●●●-●●●

FAX: ●●●-●●●

加古川市の発信する防災情報

加古川市では、インターネットを通じて様々な防災情報を発信しています。災害に備えて役立つ情報を確認しておきましょう。

加古川市防災ポータル

加古川市の気象や防災に関わる情報を一つに集約しています。

- ・避難発令情報や避難所情報が確認できます。
- ・水位や川の様子がライブカメラで見られます。
- ・加古川市総合防災マップが確認できます。
- ・普段から災害に備えるための防災知識を掲載しています。
- ・アプリのダウンロードは必要ありません。インターネットブラウザにブックマークしてご利用ください。



加古川市防災ポータル

検索

地理情報システム

かこナビ

市ホームページで公開中の地図情報システム「かこナビ」でもハザードマップや避難場所などの情報を見ることができます。



かこナビ

検索

防災ネットかこがわ

「緊急情報メール」「加古川市からのお知らせメール」「気象情報お知らせメール」の3種類を配信します。kakogawa@bosai.netまたはQRコードに空メールを送ると登録案内のメールが届きます。



加古川市のSNS

加古川市公式アカウントです。災害時の緊急情報やイベント情報などを投稿しています。

facebook

Twitter

LINE



加古川市のSNS

検索

